

# 新型インフルエンザ対策に関する緊急決議

平成 21 年 5 月 18 日  
全 国 知 事 会

新型インフルエンザについては、国と地方自治体が協力して、国内での発生を未然に防ぐためにできる限りの対策を講じてきたところであるが、5月16日、神戸市内の高校生が国内で初めて、新型インフルエンザに感染していることが確認され、国の行動計画の対策レベルが「国内発生早期」に引き上げられる事態となった。

さらに、17日には大阪府内でも新たに確認されるなど、今後、国内における更なる感染拡大が懸念される所であるとともに、18日には兵庫県全域および大阪府全域で中学校、高等学校の休業措置が要請されたところである。

我々全国知事会としても、一致結束して互いの連携を一層緊密にしながら、患者の健康を回復し、国内での感染拡大を抑える取組を強力に進めることを改めて確認するとともに、新型インフルエンザへの対応は国の危機管理上重大な課題であることから、国において下記の事項について早急な対応を講じるよう強く要請する。

## 記

### 迅速な取組が必要な事項

- 1 国民、地方自治体等に対する正確かつ有用な情報提供の徹底
  - (1) 感染者発生状況等の正確かつ迅速な情報提供を行うこと
  - (2) 発熱相談センターへの連絡や受診の際の留意事項などに関する広報活動をさらに徹底すること
  - (3) 窓口となる保健所の対応体制の整備と充実に対して支援すること
  - (4) 国、県、市町村間の情報伝達・情報共有のしくみを確立すること
  
- 2 発熱相談センター、発熱外来等の整備促進
  - (1) 発熱相談センターの設置に必要な電話回線設置費や人的配置に対し

て配慮すること

- (2) 発熱外来の開設等に必要な感染防御装備(PPE)、簡易検査キット、屋外に設置する場合のテント等の資器材の整備を支援すること
- (3) 一般患者との動線を隔てるなど、発熱外来の開設等に必要な医療機関の改修整備を支援すること
- (4) 発熱外来に従事する医師、看護師等の体制整備を支援すること

### 3 円滑な医療実施のための体制整備

- (1) 医療機関(医師)からの相談に対応する総合相談窓口を設置すること
- (2) 感染症病床や陰圧室の拡充、救急医療体制の整備など地域における医療体制の充実強化に必要な支援を行うこと
- (3) 小児の有症状者が、休日・夜間急病センターをはじめとする1次救急医療機関に殺到し、地域の小児救急体制の維持に支障を来していることから、1次救急医療機関における診療体制の整備について必要な支援を行うこと

### 4 必要な対策に対する財政支援

上記、発熱相談センター、発熱外来等の整備、円滑な医療実施のための体制整備に必要な経費に対して、地方財政措置を含む適切な財政支援を行うこと

### 5 国におけるワクチン、抗ウイルス薬等への対策の充実

- (1) わが国の有精卵のキャパシティを活用し、ワクチンを迅速に国内開発、製造すること
- (2) ワクチン、簡易検査キット等の医療機関への供給体制、分配ルートを確立すること
- (3) ワクチン不足となる事態を想定し、季節性インフルエンザと新型インフルエンザに係るワクチン接種の優先順位を明確にすること
- (4) 国の責任において、抗ウイルス薬の備蓄の拡充と分配ルートの確立を図ること

### 6 社会経済活動の制約等に伴い生じる損失への適切な支援

国や地方自治体からの要請に基づき休校、休業等を行う私学、保育所、幼稚園、福祉施設等の運営において生じる特別な損失に対しては、補償制度を創設するなど国において適切な措置を講じること

また、イベント、行事の中止や集客施設の休業、事業活動の縮小等に伴う事業経営への影響や訪問自粛等による観光産業等への影響に対しても適切な支援措置を講じること

#### 7 大学等の休校等に伴う指導

大学等が休校する場合等においては、学生の帰省など他地域への感染拡大を助長するような不要不急の遠隔地移動を自粛するよう適切な指導を行うこと

風評被害防止のための国民への正しい知識の普及

今回の新型インフルエンザに感染した患者の人権擁護や発生地域への正しい理解を促進する観点から、感染症に関する正しい知識の普及に努めること

また、過度な訪問自粛等により発生地域の経済活動等に悪影響を及ぼさないよう、国民や関係機関への働きかけを行うこと

#### 第3段階（まん延期）移行の適切な検討

今後、国内において感染者の急増が懸念される中、発熱外来や入院機関の対応能力に限界があることも踏まえ、まん延期への移行を前提に感染者に的確な医療が実施されるよう措置すること

その際、移動自粛など社会活動の制約に係る対策については、今回の新型インフルエンザウイルスの特徴や感染力、治療方法等に依りて、弾力的、機動的に対応することとし、可能な限り長期間に渡る制約とならないよう配慮すること

また、まん延期においても、新型インフルエンザの診療を行う医療機関に対して、感染防御装備（PPE）及び予防投薬用の抗ウイルス薬を十分に確保し提供すること

強毒性インフルエンザへの備えの強化

#### 1 国家的な危機管理としての新たな法律の制定

国、都道府県、市町村それぞれの責務及び役割分担を明確にしたうえで、以下の権限を知事に付与するなど、国家的な危機管理としての新たな法律を制定すること

- (1) パンデミック時において、知事が医療関係者を必要業務に従事させること及び医療関係者等に対する補償について災害救助法に類似した権限を付与すること
- (2) パンデミック時において、知事が食料や生活必需品等の物資の保管命令や収用を行う等の災害救助法に類似した権限を付与すること
- (3) 法律上の義務を生じさせる指示として、住民の外出、集会や企業活動及び学校等の閉鎖に係る社会活動を制限する権限を付与すること

## 2 鳥インフルエンザへの監視等の継続

国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある強毒性のインフルエンザの発生を防止するため、鳥インフルエンザ（H5N1型）への監視と警戒を継続すること